

## 城陽市子ども・子育て会議の公開に関する要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、城陽市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。また、会議の傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

- (1) 非公開情報に係る審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

## (公開の方法等)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、会議開催予定時刻までに、会議会場において住所と氏名を記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

## (傍聴人の定員)

第4条 会議の傍聴席の定員は、会議の会場のスペースの都合により設定することとし、先着順とする。

## (傍聴できる者)

第5条 会議は、次の各号のいずれかに該当する者を除き、何人も傍聴することができる。

- (1) 凶器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙やビラ、楽器、拡声器の類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

## (傍聴人の守るべき事項)

第6条 会議の傍聴人は、次の事項を守らなければならない。また、傍聴人がこれを守らない場合は、会長はこれを制止し、その命令に従わないとき

は、傍聴人を退場させることができる

- ( 1 ) 会議会場における委員の発言に対して、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- ( 2 ) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- ( 3 ) 会長の許可なく、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- ( 4 ) 飲食または喫煙をしないこと。
- ( 5 ) その他会議会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

( 会議資料等の公開と提供 )

第 7 条 会議資料及び議事録については、原則として閲覧に供するものとし、求めがあった場合は、これを提供するものとする。

( その他必要な事項 )

第 8 条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要項は、平成 2 6 年 3 月 2 7 日より施行する。